

2020年9月18日

国立大学法人富山大学
学長 齋藤 滋 殿



団体交渉の申し入れ

下記の事項について団体交渉を申し入れます。

記

1. 日 時 10月21日(13:00~15:00)、又は、同日(15:00~17:00)で1時間
2. 場 所 富山大学事務局会議室
3. 出席者 大学側：学長、人事労務・財務担当理事、教養教育担当理事、事務局
組合側：中央執行委員、分会役員、その他組合員
4. 交渉事項 以下のとおり

I 労働条件・給与について

1. 教員の年俸制、任期制について
 - ① 年俸制、任期制が導入されるにあたり、説明から決定までの期間が短時間かつ一方的であった態度を改め、十分な時間をかけ交渉に誠実に取り組むこと。
 - ② 教員評価システムを査定昇給に一律に利用しないこと。とりわけ、評価基準の作成に当たっては学問分野の違いに配慮し、可能な限り公正な評価がなされるよう努めること。運用にあたっては、評価の上位者と下位者の格差が開きすぎない運用方法を工夫し、評価にかかわる事項を開示すること。また、部局等の性格に配慮し、独自の評価基準を認めること。
 - ③ 大学教職員等の任期に関する法律による任期制や、労働基準法による5年有期雇用の違法不当拡大適用をせず、任期付き教員に関する適正な再任制度の整備・運用すること。
 - ④ 昇任人事を行うにあたっては、教育・研究の安定に鑑みて学系内募集を優先し、真にやむをえない場合にかぎって学外公募を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症の拡大について

- ① 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、労働環境が大きく変化しているため、過重労働にならないように、より良い労働環境を実現すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その医療に当たる医療従事者等はもとより、その医療に当たる病院勤務者すべてに危険手当の支払いをすること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務で発生する諸経費（ネット環境整備及び通信費等）、オンライン授業実施のための整備費等が教職員負担となっている。それによって発生した費用についての支払いをすること。

3. 教職員の給与・手当について

- ① 減額され続けてきた職員の退職金を増額すること。
- ② 大学側の一方的な措置で、一昨年度は人事院勧告にそった給与改善を1年間遅らせて実施しているため、その減額分を本年度の昇給に上乘せすること。
- ③ 新助手への2級の適用、助教への新3級の新設等の待遇改善を進めること。
- ④ 寒冷地手当、持ち家手当を復活させること。

4. 時間外労働について

- ① 時間外労働を削減すること、特に水曜日はノー残業デーを厳守し、17:15に終業できるよう、当局が率先して環境整備に努めること。

5. 入試業務について

- ① 入試関連業務を各部局へ割り当てる際の人数と算出根拠を開示すること。
- ② 休日入試業務に対する休日給の削減は不当であり、これを従前に戻すこと。

6. 教養改革や新学部設置等に伴う時間割編成の大幅な変化が教職員の労働強化をもたらしていないかに関して検証し、問題があれば是正措置を速やかにとること。

7. 非常勤職員の雇用期限について

- ① 常勤勤務を希望するすべての非常勤職員の常勤職員化を実現するため、これまでの勤務実績を加味した選考採用試験の実施および採用枠を拡大すること。
- ② 契約職員、パート職員等の非常勤職員の4年雇い止めを廃止し、ボーナスを支給すること。
- ③ 非常勤職員の雇用期限見直しを2019年4月以降採用の職員に限らず、現在3年期限で雇用されている職員にも適用すること。

8. 技術職員の問題について

- ① 教室系技術職員の職務と職域の多様性を鑑み、それらを生かす評価制度を早急に確立すること。
- ② 技術専門員への昇格を技術部技術長在職者に限定しているが、同等以上の評価を得る者にも対象範囲を広げること。

③ 国立高専機構の技術職員並みの昇格基準の改善をすること。

9. 附属病院の労働条件の改善について

- ① 病院関係職員の不払い残業を根絶すること。
- ② 夜間勤務従事者全体の負担増につながり、患者への悪影響も懸念される医師当直体制の変更について、これを実施しないこと。
- ③ 有給休暇の申請・取得がしやすくなるよう職場環境を改善すること。
- ④ 7対1看護の基準を満たせる看護師数を確保すること。
- ⑤ 医療・看護職員の給与・手当を充実させること。
- ⑥ 学内保育所の受入人数増加が困難なことを踏まえ、特に杉谷地区近辺の市営・民営の保育所に預けやすくなるよう、利便性の向上に努めること。
- ⑦ 夜間看護手当の増額を早急を実現すること。

II 執行部の運営について

1. 大学執行部はトップダウンによる非民主的な大学運営を進めている。大学予算も含め、教育・研究に関わる重大問題については、教授会や教育研究評議会での審議を踏まえた学内合意をはかること。また、現場の積極的な意見を吸い上げる仕組みを重視し、教職員の創意と意欲を引き出すようにすること。
2. 法人制度の制約はあるものの、基盤的教育研究費の確保、予算の有効活用など、可能な限り、大学の教育研究の充実をはかるようにすること。
3. 密室会議による恣意的な大学運営とならないよう、学系長会議、役員会、評議会等の議事録全文をはじめとする、大学運営に関する情報を広く公開すること。
4. 新しい教養教育制度の導入や、都市デザイン学部の誕生、「教教分離」の方針に伴い、とりわけ人社系既存学部偏って強要された人件費ポイントの配分を是正すること。

III その他

1. 男女共同参画推進のため、以下の項目を整備・改善すること。
 - ① 「次世代育成支援対策推進法」の趣旨に添った労働条件・労働環境の改善。
 - ② 職場におけるハラスメント（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等）の防止対策の推進。
 - ③ 「おじいちゃん・おばあちゃんの育児休暇」の導入。
2. 首都圏・京阪神地域の宿泊費の高騰に合わせ、出張旅費の宿泊費単価を増額すること。
3. サバティカル・リープス制度を導入すること。
4. 職員会館の充実など、教職員の福利厚生施設を充実させること。
5. 国立大学法人富山大学旅費規則の改正について、
学長が特に必要と認める場合において、最上級の運賃（ファーストクラス）を支給できるとする旅費規則の運用は、乱用することのないようにすること。

以上